

農地を次世代に

引き継ぐために

地域計画(地域農業経営基盤強化促進計画)

地域計画とは、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、「協議の場」の結果を踏まえ市町村が作成するもので、おおむね10年後を見据え、将来の農地利用の姿を明確化した設計図となっています。

このたび、地域農業を将来へ継続させていくため、農地を利用しやすくし、次世代に引き継ぐことを目的に「協議の場」で話し合い、地域計画の策定をおこないました。

町では、農業者の高齢化や担い手不足解消のため、各地域で策定された地域計画に基づき、地域の担い手に対し貸し付けることで、農地の集約化・農作業の効率化を進めていきます。

また、地域計画については今年度以降も各地区で座談会を開催し、担い手名簿の更新を行っていきます。

地域計画に関する

農地の賃借の仕組みが変わります



Q1 「協議の場」ってなに？

A1 市町村が主催する地域の農業者などによる話し合いのことです。将来の農業のあり方や、誰がどの農地を利用していくか、などを話し合うこととなります。

Q2 東庄町ではどの地区で策定したのか？

A2 全地区で策定し、農林水産省のホームページに掲載されています。

Q3 地域計画を策定しないとどうなる？

A3 直接的なペナルティはありませんが、補助事業などが受けられない可能性があります。

Q4 10年後の担い手となる農業者の確保はできているのか？

A4 10年後に65歳未満の農業者は、町全体でおおよそ100名。「協議の場」などで担い手を探して確保していきます。

農業経営基盤強化促進法の改正により、相対の利用権設定および所有権の移転はできなくなり、令和7年度からは、農地バンクを経由した「農用地利用集積等促進計画」による手法、または農地法第3条に基づき農業委員会の許可を受ける手法のいずれかとなりました。



農地を貸す側(出し手)のメリット

1 賃料は確実に振り込まれます

賃料は農地バンクから期日までに確実に振り込まれます。

2 契約期間満了後は農地は返却されます

一度農地を貸したら返ってこないということはなく、農地バンクに貸した農地は、貸付期間終了後に必ず返ってきます。引き続き、だれかに耕作してもらいたい場合は、再貸付が可能です。

3 農地は適切に耕作されます

貸し付けた農地は、地域計画の達成に向けて、地域計画に位置付けられた者に転貸され、適切に管理されます。

また、受け手が離農などにより不在になった場合も、地域計画に基づいて新たな受け手に転貸するとともに、転貸までの間は農地バンクが適切に管理します。

4 税制の優遇措置が適用されます

農地バンクに農地を貸し付けた場合、次の税金の優遇措置が受けられます。

- ①所有する全農地(10a未満の自作農地は可能)を、新たに農地バンクに貸し付けた場合、農地バンクに貸し付けた農地の固定資産税が1/2に軽減(10年以上の貸付は3年間、15年以上の貸付は5年間軽減)
- ②相続税・贈与税の納税猶予を受けている場合に、納税猶予の適用農地を賃借しても、農地バンクを通じた賃借であれば納税猶予が継続します。

5 受け手の相続などに対応します

受け手に相続があっても、出し手は農地バンクに農地を貸しているため、農地バンクが対応いたします。

「農地バンク」は農地を貸したい人と借りたい人の間に入り、農地の貸し借りの手続きを行う公的な機関です。相談窓口は市町村となります。

事務手続きも減って楽

農地を借りる側(受け手)のメリット

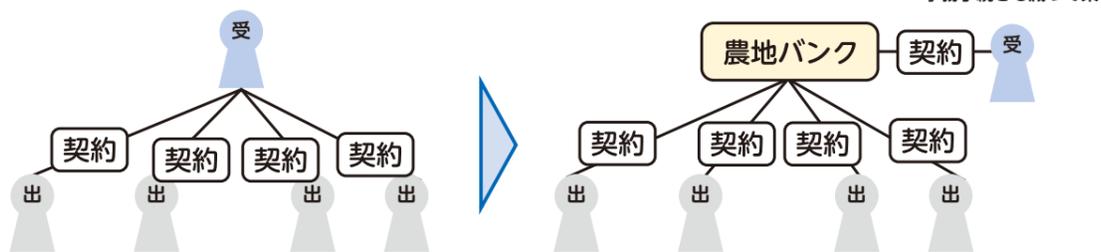
1 農地の集約化をサポートします

地域計画に基づいて、まとまった一団の農地を長期間にわたって安定して借りることが可能です。

2 賃料の未払いや事務手続きが楽になります

複数の出し手から農地を借りる場合であっても出し手への賃料の支払いは農地バンクが行うので、受け手は賃料をまとめて農地バンクに支払えばよく、手間がかかりません。

口座変更などの事務手続きに関しても、受け手は農地バンクから農地を借りているため、農地バンクとの事務手続きのみとなります。



まちづくり課 農政係 ☎86-6076

●地域計画のイメージ図



取組前



取組後